

無料相談会のご案内



阪神支部では下記の通り、遺産分割協議書、遺言書、契約書の書き方等に関する無料相談会を定期的に開催しています。

場 所	日 時（祝祭日等休止あり）	連 絡 先（※要予約）
川西市役所（川西市在住、在勤の方のみ） 2階 生活安全課	毎月 第1火曜日 13:00～16:00	072-740-1333 （川西市役所生活安全課） 月～金曜
宝塚市 ピピアめふ 公益施設 6階 会議室 C	毎月 第3月曜日 13:00～16:00	06-6426-5123 （兵庫県行政書士会 阪神支部） 水～金曜
伊丹商工プラザ （伊丹市立産業振興センター 4階相談室）	毎月 第2火曜日 13:00～16:00	06-6426-5123 （兵庫県行政書士会 阪神支部） 水～金曜

※場所・日時は、会場の都合等により変更する場合があります。また、予告なく事業を休止する場合があります。

無料相談会 会場 アクセスマップ



川西市役所
川西市中央町12-1



ピピアめふ
宝塚市売布 2-5-1



伊丹商工プラザ
伊丹市宮ノ前2丁目2-2

日本行政書士会連合会のホームページで
お近くの行政書士を検索することが可能です。

日本行政書士会連合会ホームページ <https://www.gyosei.or.jp>

日本 行政書士

検索



行政書士会員検索
QRコード



得意分野会員検索方法
QRコード



- ① 会員検索ページをクリック。
- ② 利用上の注意をご一読いただき、「同意して検索する」をクリック。
- ③ 「事務所の所在地」からご希望の都道府県を選択。
- ④ ご希望の市町村をご入力し、ご要件に従い「主な取り扱い業務」をチェックし、検索ボタンをクリック。
- ⑤ 行政書士の検索結果一覧が表示されます。「詳細」を押すと事務所所在地や連絡先が表示されます。

発行者



兵庫県行政書士会
阪神支部

発行日 令和5年7月31日

ご相談・お問合せは

TEL06-6426-5123
FAX06-6426-5125

〒661-0025 尼崎市立花町3丁目29-12-101号

阪神支部

Facebook
ページ



わたしたち

兵庫県行政書士会 阪神支部です。

Kizahashi (きざはし) 第123号



令和6年7月31日 発行



阪神地区の皆さまとともに。

行政書士は、街の頼れる法律家です。

阪神地区の皆さまの身近なご相談相手として

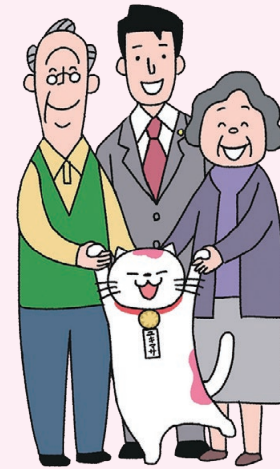
暮らしのお困りごと、仕事上のお悩みなどを承り、

許認可・登録申請、遺言や相続、

さまざまな契約・届出などの

相談から書類作成までをサポートさせていただきます。

どうぞお気軽にお声掛けください。



【 兵庫県行政書士会 阪神支部運営方針 】

本会
(兵庫県行政書士会)、
会員ならびに職員と
信頼を築きます

市民との
信頼を築きます

行政、
商工会議所等
との信頼を
築きます



兵庫県行政書士会
阪神支部

尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町

会員数：480名（令和6年7月1日現在）

ホームページ：<https://hanshin.hyogokai.or.jp/>

Facebook ページ：<https://www.facebook.com/gyoseisyoshi.hyogo.hanshin/>



行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

- 一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
- 二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
- 三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
- 四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
- 五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

兵庫県行政書士会阪神支部 運営方針

「ミッション(使命)」

行政書士倫理綱領を旨とする行政書士の団体として、地域課題に応える行政書士制度を発信し、市民からの信頼を得ることにより、行政書士制度を前進させることをととして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とします。

「ビジョン(展望)」

地域社会のなかで、どこよりも身近で、信頼され続ける支部となることにより、行政書士が、市民のためにいきいきと活躍できる環境を創出します。

「運営理念」

行政書士制度の信頼性を高めるための循環をつくり、ステークホルダーとの信頼を築きます。

一、本会、会員ならびに職員と信頼を築きます。

- 1 本会とは、連携のなかで、事業の成果や評価などを共有することにより、信頼を築きます。
- 2 会員に対し、市民や地域社会等からの課題や要請に、的確に対応できるように会員の品位保持および資質向上を図るとともに、持続可能な支部運営を行い、行政書士が地域で活躍できる環境を創ることに、信頼を築きます。
- 3 職員と共に、職務のなかでステークホルダーとの信頼を築きながら、幸せな生活を送るための働きやすい職場環境の整備改善を行うことにより、信頼を築きます。

二、市民と信頼を築きます。

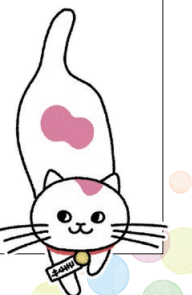
さまざまな機会を活用した行政書士制度の発信を行い、市民から行政書士の良質な業務遂行に対する高い評価をいただくことにより、市民の皆様との信頼を築きます。

三、行政、商工会議所等の地域社会と信頼を築きます。

社会に対する責任をいかに果たすかを認識した組織運営を行うことにより、地域社会との信頼を築きます。

「行動指針」

- 一、さまざまな形で行政書士制度の発信に取り組みます。
- 二、支部ならびに会員の品位保持および資質向上に取り組みます。



令和6年度 兵庫県行政書士会 阪神支部 支部長ごあいさつ

兵庫県行政書士会 阪神支部 支部長

辻村 さおり

(西宮市)

皆さま、こんにちは。支部長の辻村さおりです。
昨年度、支部長に選任いただき、新体制として1年
が経過しました。1年間を通して、持続可能な運営体
制の構築とデジタル社会への対応を大きな柱として、
さまざまな取り組みを行ってまいりました。

デジタル社会への対応は過渡期であり、様々な課題・検討事項が残りましたが、
時代の変化に即した行政書士の在り方を考え社会のお役に立てるよう取り組みを
継続いたします。

また、私たち阪神支部の継続事業である10月1日（法の日）を中心とした「広
報月間」ならびに2月22日の「行政書士記念日」における市民公開講座などに
より、行政書士の「制度」と「業務」をさまざまな媒体を通じて発信していきます。

一方で研修や会員同士の交流を通じて資質の向上・品位保持に努めることに
より信頼性を高め、今後も、地域に根差した行政書士として皆さまのお力になれ
るよう全力を尽くしてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

総務部担当 副支部長

谷口 朝子
(西宮市)

企画部担当 副支部長

松井 克仁
(猪名川町)

業務研修部担当 副支部長

具 本 輝
(伊丹市)

広報部担当 副支部長

小川 浩樹
(西宮市)

兵庫県行政書士会の SDGs！ (重要取組分野)

兵庫県行政書士会は、国連の提唱する
SDGs（持続可能な開発目標）に次のとおり貢献します。



【I】SDGs 10 人や国の不平等をなくそう

兵庫県行政書士会は、あらゆる人の書類（パソコンやwebなどによる電磁的記録を
含む。）作成及びその提出等を行う権利を擁護する活動を通じて、**SDGs10.2**を
ターゲットとして貢献します。



【II】SDGs 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

兵庫県行政書士会は、KEMS（神戸環境マネジメントシステム）を中心とした
取り組みを通じて、**SDGs7.3**をターゲットとして貢献します。



【III】SDGs 13 気候変動に具体的な対策を

兵庫県行政書士会は、大規模災害時における被災者支援協力に関する協定及
び事業継続計画（BCP）の取り組みを通じて、**SDGs13.1**及び**SDGs13.3**
をターゲットとして貢献します。



【IV】SDGs 4 質の高い教育をみんなに

兵庫県行政書士会は、研修、セミナー及び法教育等の事業を通じて、**SDGs4.7**
をターゲットとして貢献します。



【V】SDGs 3 すべての人に健康と福祉を

兵庫県行政書士会は、保健衛生及び公衆衛生に関する
活動を通じて、**SDGs3.d**をターゲットとして貢献します。

※社会情勢に応じて、その他のゴール及びターゲットにチャレンジします。



令和5年度 行政書士制度広報月間 無料相談会

10 人や世の中を
よりよくする
11 社会をよりよく
する

兵庫県行政書士会阪神支部では、この活動を通してSDGsの達成に貢献します。



令和5年度 行政書士記念日 市民公開講座

10 人や世の中を
よりよくする
11 社会をよりよく
する

兵庫県行政書士会阪神支部では、この活動を通してSDGsの達成に貢献します。



令和5年10月7日(土)の10時～16時に、宝塚市の阪急逆瀬川駅前にあるアピアさかせがわのアピア1の2階ふれあい広場にて、無料相談会を開催しました。この相談会は10月1日が「法の日」ということから、毎年この時期に開催しています。

今年度は駅直結の商業施設での開催ともあってか、午前中だけで10件以上、午後からの件数とあわせて50件のご相談があり、相続・遺言・贈与・法人設立などと幅広いご相談内容でした。なお、お話の中で相続・贈与税や不動産登記に関する点は税理士や司法書士兼業の会員に対応いただきました。

兵庫県行政書士会
阪神支部

遺言や相続、申請書類など「書類」に関する相談なら
お任せください、行政書士に!

結婚・遺言書、各種契約、法人設立、事業継承、葬儀・後援など、
多岐にわたるご相談・申請業務に、行政書士が対応いたします。

令和5年度
「行政書士制度広報月間」
無料相談会

10月7日(土)
午前10:00～午後4:00
アピア1 2F ふれあい広場
兵庫県宝塚市逆瀬川1-7-22-1

参加費 無料
お申し込み 不要
お申し込み先 兵庫県行政書士会阪神支部
TEL:06-6426-5123
FAX:06-6426-5125
www.grease.jp/branch/

行政書士の業務案内

市民の皆さまへ

「行政書士制度広報月間」
無料相談会

行政書士は、法律に基づき、個人や法人の権利義務を代わって行政機関とやり取りする専門家です。行政書士は、法律に基づき、個人や法人の権利義務を代わって行政機関とやり取りする専門家です。

行政書士の業務案内

市民の皆さまへ

「行政書士制度広報月間」
無料相談会

行政書士は、法律に基づき、個人や法人の権利義務を代わって行政機関とやり取りする専門家です。行政書士は、法律に基づき、個人や法人の権利義務を代わって行政機関とやり取りする専門家です。

阪神支部主催の今年度の市民公開講座は、令和6年2月25日(日)の13時から尼崎市女性センター・トレビエにて、「大相続時代～人生百年時代を見据え」と題し、映画上映と終活をテーマとした行政書士によるパネルディスカッションを行いました。

辻村支部長の開会のあいさつの後、第1部では映画『お終活～熟春!人生、百年時代の過ごし方』(2021年公開 香月秀之監督・脚本)を上映。まさに「終活」をメインテーマとした作品です。起承転結という「起」はまさにボーイミーツガール。「承」にあっては伏線でもあるサブストーリーがコミカルに仕立てられており、豪華俳優陣の芝居もあいまって、会場からはクスリと笑う場面もしばしば。それでいてメインストーリーの「転」からはシリアスな展開をみせながらも、「結」において伏線が見事に収まる大団円でカタルシスに導かれます。エンドロールが流れ終わると、会場からは拍手がわきおりました。

休憩をはさんで、第2部は行政書士によるパネルディスカッションです。パネラーは兵庫県行政書士会から、

大西勝一副会長、山野浩副会長、薄木公平福祉医療専門部会委員長をお迎えし、司会進行は阪神支部の河西麻耶理事です。承前の映画をうけて、大西副会長は直近の事例について、山野副会長は劇中にでてきたエンディングノートよりも法的効力を有する遺言書について話されました。薄木委員長は、実際の統計から高齢者単身世帯と高齢者夫婦のみの世帯が兵庫県では50%を超えることから、地域包括といった福祉分野との関わりの重要性を説かれました。くわえて、山野副会長は任意後見を含めた成年後見制度について、大西副会長は死後事務委任について解説されました。なお会日に先立って質問をいただいておりますので、それらに回答する形でパネルディスカッションは終了しました。

松井副支部長の閉会のあいさつの後、来場者プレゼントとして、アンリシャルバンティエの「しあわせサブレ」(ユキマサくんのイラスト入り)を参加者に配布いたしました。

行政書士制度広報月間実施説明会 3市無料相談会相談員向け研修会



広報月間実施説明会



無料相談会、相談員向け研修会



相談員による模擬相談会



相談員による模擬相談会

令和5年8月18日（金）13時30分から、西宮市民会館にて表題の事業を開催しました。辻村支部長のあいさつにつづき、さっそく説明会に入ります。

第1部 広報月間実施説明会

毎年10月1日が「法の日」ということから、10月を「行政書士制度広報月間」と定めており、阪神支部ではこれにあわせて無料相談会を開催しています。企画部の松井副支部長から、広報月間での事業の趣旨と今年度の無料相談会については、令和5年10月7日（土）に、阪急逆瀬川駅前のアピア1にて開催する旨の説明がありました。

第2部 無料相談会に従事する相談員向けの研修会

続いて業務研修部の田中理事から、兵庫県行政書士会の無料相談会運営ガイドラインを用いながら、支

部相談員としての心得や相談を受ける際の注意事項を説明した後は、新入会員の参加者も多いことから行政書士としての品位保持や日行連の資料を用いた業際問題に関する注意点も強調しつつ、相談員向けの研修を行いました。

第3部 相談員による模擬相談会

阪神支部では定期的に、伊丹市・川西市・宝塚市の3市において無料相談会を開催しています。現任の相談員や新規に相談員を希望する会員を対象に、6つのグループに分かれて模擬相談会を行いました。それぞれ相談員と相談者の役割を入れ替えて2ラウンドをこなし、その中で気づいた点などを検討しました。



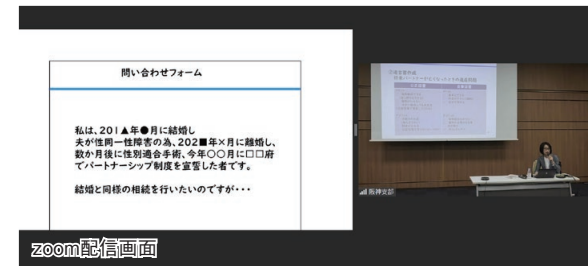
業務研修会



山本千恵会員による講義



康純香氏による講義



zoom配信画面



グループワーク



代表発表

令和5年10月27日（金）の13時30分から、西宮市のなでしこホールにて「権利擁護者としての行政書士の役割」と題し、行政書士業務における「権利擁護」の研修を行いました。開講に際して、司会をつとめる業務研修担当の具副支部長から配布資料の確認とzoom受講上の注意につづいて、辻村支部長のあいさつがありました。なおこの会場受講とzoom受講のハイブリッド研修の受講申込者数ですが、会場受講21人にzoom受講10人と、関心の高さがうかがわれます。

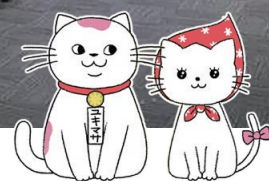
第1部は「SDGsにどう向き合うか」と題して、阪神支部の山本千恵会員より、SDGsの本質は前文と宣言（日本ユニセフ協会 SDGs CLUB）にあるとし、「なんでもかんでもSDGs」の風潮とは一線を画す視点を提示いただきました。その上でビジネスと人権については、人権デューデリジエンス（たとえば原

材料としてフェアトレードの作物を用いる、児童労働のある海外工場との取引を停止する）の概説がありました。また行政書士はB to BとB to Cの双方にも携わることから、個々の会員の取り組みも大きな役割を果たすとのことで、後半のグループワークでは4人一組の4グループを構成し、それぞれが代表発表をおこないました。

第2部は「行政書士としてLGBTQに関わる業務」と題し、大阪府行政書士会から康純香（こうよし）氏を講師にむかえ、直近の最高裁判決にも触れながら、ダイバーシティサポートにおける留意点を解説いただきました。業務面ではLGBTQカップルのパートナー契約書や遺言書のサポートについて、内容はもちろんのこと、応対についての注意点などにもふれた内容でした。



令和5年度 第2回 業務研修会



令和6年3月8日(金)の13時30分から、西宮市のなでこホールにて「知的財産権について学ぼう」と題し、行政書士業務における「著作権法の基礎知識及びその実務的实践方法」の研修を行いました。

第1部は「行政書士が知っておきたい著作権法の基礎知識と実務」と題して、阪神支部の上辻康夫(うえつじ やすお 元本会知的資産専門部会委員長) 会員より、身近な実例を踏まえながら、行政書士が知財分野を業務として取り扱う上で知っておかなければならない基本的な概念を中心として、ご講義いただきました。

講義中は60を超える豊富なスライドにより、とかく無味乾燥になりがちな法律上の概念や専門用語を具体的にイメージしながら学ぶことができたのではないかと思います。

また講義の中で、地理的表示(GI) 保護制度について、積極的に業務として取り扱うことを推奨する支部会員への提言もいただきました。

第2部では「身近な知的財産権と契約法務への活用法」と題し、同じく阪神支部の打樋博子(うてびひろこ) 会員から、第1部で学んだ基礎知識を踏まえ、それを契約書作成等の実務に活かしていくための留意点等を、ご講義いただきました。

第2部講師の打樋会員は、令和5年6月行政書士登録と比較的最近の登録ではありますが、机上の空論に終始することなく、前職の企業法務(知財部)での豊



富な実務経験を踏まえた、行政書士の知財業務に役立て得る知識が豊富に盛り込まれた講義内容でした。

また講義では、知的資産を学ぶ動画サイト「～知財を知れば何かが変わる!?～もうけの花道」も紹介され、意識していないと陥りがちな著作権に関する落とし穴について、参加者も具体的にイメージできたのではないかと思います。

第2部終了後に行われた質疑では「知財分野で行政書士が関わることのできる業務は何か」「弁理士法等業界問題における注意点」等の質疑応答もなされ、その後本事業を所管する業務研修部担当員副支部長の閉会のあいさつで閉講しました。なお、今回の研修は会場受講とzoom 受講の両方が可能なハイブリッド研修の形式で実施されましたが、受講者数は会場受講18名、zoom 受講13名の合計31名と、同分野に対する支部会員の関心の高さがうかがわれました。

令和5年度 新入会員研修会



令和5年12月1日(金)の13時30分から芦屋市商工会館にて、阪神支部の新入会員研修会を開催しました。新入会員14名をはじめ、参加者全員の簡単な自己紹介に始まり、総務部担当の谷口朝子副支部長による支部細則業務処理基準や、各担当副支部長からの実際の支部活動や今後予定されている行事についての説明を行いました。その後は政治連盟についての説明などがなされました。

休憩後は、例年の先輩会員の事務所訪問とは趣向を変えて、北上雅弘相談役(昭和52年登録)、田中一行理事(平成24年登録)、青山純子会計理事(令和元年登録)による、写真や概要を記載したシートを利用した事務所紹介です。それぞれ開業年数も異なり、事務所運営も自社ビル、自宅事務所、シェアオフィスということで、三者三様のスタイルが示されると、その後は先輩会員との意見交換会です。「事務所の税務申告はど

うしているのか?」や「受講が義務付けられている研修は?」といった疑問から、「顧客の開拓方法」や「効率的な時間の使い方」といった運営上のポイント、「行政手続きのデジタル化の進化によっては、いずれは行政書士業務がなくなるのではないかと?」といった未来予測についての質問もありました。



令和5年度 納涼会・忘年会

10
人々の生活
をよりよく
する
兵庫県行政書士会
阪神支部では、この
活動を通してSDGs
の達成に貢献します。



納涼会

令和5年8月18日(金)の18時から阪神甲子園駅近くのホテルヒューイット甲子園にて、阪神支部の納涼会を開催いたしました。辻村支部長あいさつに続いて、ご来賓のご祝辞をいただき、兵庫県行政書士会大口晋会長の音頭による乾杯です。

今回の趣向は、伊丹の山本千恵会員によるピアノ演奏と音楽仲間のUnplug'sの藤倉さんによるボーカルを披露いただきました。コース料理が各自にサービスされる中、歓談の輪とともに名刺交換もさかんです。続いて恒例の新入会員紹介では、10名の方に自己紹介をお願いしました。

その後は恒例の景品のクジ引きをおこないました。ご当選された皆様、おめでとうございます！

宴たけなわのところ、本田圭相談役の中締めで今晚はお開きとなりました。



忘年会

令和5年12月1日(金)の18時から、阪神支部忘年会をJR芦屋駅前にあるホテル竹園芦屋の「飛鳥の間」にて開催いたしました。辻村支部長のあいさつに続き、ご来賓の高島芦屋市長のご祝辞を賜り、乾杯は兵庫県行政書士会の大口会長のご発声のもとに、高らかに杯をかがげました。

今回の趣向として、上杉浩一会員によるクリスマスナンバーのギター演奏が、会場を華やかな空気へと醸成していきます。そこに東内豊会員のボーカルも加わり、よりいっそう盛り上がりしました。酒肴と歓談に会員同士の交流も深まる中、阪神支部恒例の今年度の新入会員の自己紹介です。

その後は恒例の抽選大会です。今回はホテル竹園芦屋の商品を用意しました。ご当選されたみなさまには、早めのクリスマスプレゼントになりましたね。さて宴もたけなわということで、谷口副支部長による中締めでお開きです。

令和5年度 秋を楽しむ レクリエーション



令和5年11月3日(金)の文化の日に、コロナ禍により中断していた秋のレクリエーションを4年ぶりに実施しました。西宮、宝塚のチャーターバスのピックアップポイントに参集した会員29名にその家族等20名の総勢49名が乗ったバスの車中では、さっそく辻村支部長の乾杯の発声でレクリエーションはスタート。途中の淡河PAで休憩をとり、お昼前には今回の目的地、大自然の冒険テーマパーク「ネスタリゾート神戸」に到着です。

準備が大変なBBQも食材や器材が全てセットされており、あとは火を起こして焼くのみ。メインの国産牛はヘルシーな赤身中心の柔らかくジューシーなお肉で、十分なボリュームにも大満足です。

食欲を満たし交流を深めたあとは、自由行動タイムです。ネスタリゾート神戸が誇るアクティビティを家族と楽しむ会員あり、BBQサイトにとどまって久々に会う会員との歓談に興じる会員ありと、それぞれの楽しみ方がで

きたようです。アクティビティには日本最長、日本最速のジップライン『スカイイーグル』をはじめ、ワイルドカーヌー等魅力的なものが盛沢山。これぞ晴れの特異日といった好天と、また三連休の初日ということもあり、人気のアトラクションは長蛇の列ではありましたが、お目当てのアトラクションに絞って楽しんで頂けたようです。

日が傾く頃に再集合した参加者の表情をみると、スポーツの秋、行楽の秋、食欲の秋を十分に満喫されたものと思います。



行政書士の業務案内 市民の皆さまへ



行政書士は、法律を専門とする国家資格者の中でも、特に幅広い業務をこなす

皆さまの暮らしに密着した法務サービスを提供しています。

官公署に提出する書類だけでなく、

法律上の権利に関わる書類や事実を証明する書類を作成し、

相談にもお応えしております。

行政書士のシンボルで、徽章のデザインにもなっているコスモスの花言葉は「まごころ」

私ども行政書士は、皆さまの暮らしの中で起こる様々な法律上の「困りごと」の解決を、

まごころと誠意を持ってお手伝いします。



遺言書を作りたい

遺言書には、本人が自ら手書きで作成する「自筆証書遺言」と公証人が作成する「**公正証書遺言**」、遺言内容を秘密にする「**秘密証書遺言**」があります。

遺言書には**法律で決められた効力**があり、遺留分侵害額請求権など相続人の権利にも配慮して作成すべき場合があります。行政書士は、依頼に基づき、公正証書遺言の原案作成、証人の就任等によって遺言者の支援を行います。

相続について知りたい

財産相続では、遺言書が無いときは、原則として相続人全員が書類により合意した文書に基づき、手続が進められます。

行政書士は、依頼に基づき、**遺産分割協議書**・財産目録・相続関係説明図といった必要書類を作成し、またそのために必要となる様々な調査も行います。

(不動産登記関係書類、税務関係書類、法的紛争が発生している場合の書類を除きます)



かしく離婚したい

離婚が決まるまでの道のりには、非常に大きなエネルギーが要るものです。しかも、**慰謝料**の額や支払い方法、子供の養育費や面会交流、財産分与など、思った以上に考えなければいけないことが山積みです。離婚の合意が成立しても、どうやって約束事を相手に守ってもらえるかという点も心配です。行政書士は、**離婚協議書の作成**を行うとともに、

必要な支援を行います。

(当事者の身辺調査、示談の代理は行いません)



国際結婚をしたい

外国人が日本人や永住者と結婚し、適法に日本で在留する為には、婚姻手続に加えて、「日本人の配偶者等」や「永住者の配偶者等」の**在留資格**が必要となります。

このように、外国人が日本国内において在留を希望する場合、活動内容もしくは身分関係によって在留資格が必要で、様々な種類の資格とそれに応じた要件があります。

行政書士は、外国人の在留やその他日本で適法に活動するために必要な申請手続についてお手伝いいたします。なお、入国管理局への取次は、**申請取次行政書士**が行います。

家業を継ぎたい

お店や会社を引き継ぐとき、事業の種類によっては、事業主等の変更申請や**事業承継**の届出が必要となったり、新たに許可申請が必要となる場合があります。事業主の方が亡くなったときは、相続手続も併せて考える必要が生じることもあります。行政書士は、依頼に基づき、必要書類の作成、手続等を通して、事業承継のお手伝いをいたします。



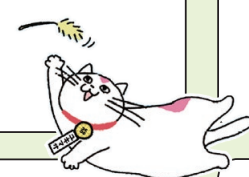
日本国籍をとりたい 日本で永住したい

外国人が日本国籍を取得するには、「**帰化許可申請**」が必要です。帰化許可申請には、一定の要件を満たしていることが必要で、在留資格や家族構成、就業状況等により、必要な証明書類や作成書類が異なります。また、日本で永住を希望する場合には、出入国在留管理局で「**永住許可申請**」をしますが、この申請でも在留資格や在留状況等によって異なる様々な要件があり、それに応じた証明書類や作成書類が必要です。行政書士は、国籍や永住に関すること、また、**涉外手続(国際結婚や離婚、相続、養子縁組等)**について、専門知識で外国人の方の手伝いをいたします。



農地に家を建てたい

田畑になっているところに、家を建てるには、**農地転用**の許可(届)申請をする必要があります。農地転用とは、農地とされている土地を、住宅地、工場用地、道路、駐車場などの目的で使用する土地に変更することです。また、**農地を売買する場合や農地を貸す場合**も許可が必要です。里道・水路(農道や農業用水路など)の使用(水路に橋をかける場合等)や工事承認(里道の舗装等)、用途廃止や売払いを受ける時も許可が必要です。行政書士はこのような土地等に関する各種申請手続を行います。



交通事故に遭った

交通事故でケガをしてしまった場合、治療費、休業損害、後遺障害等の問題が生じます。このような交通事故による人的損害を公平・迅速に補償する制度が**自賠責保険**です。自賠責保険の請求には様々な資料や書類が必要ですが、適正な補償を受けるためには専門的な調査が必要となるケースがあります。

行政書士は、**後遺障害に関する調査**をはじめ、自賠責保険に関する**資料収集や書類作成**をお手伝いします。また、示談成立後の示談書等、各種書類を作成します。



おひとり様で老後が心配

財産のこと、暮らしのこと、健康のこと、気がかりなことはたくさんあるけれど、**誰に相談してよいかわからない**、という方も多いのではないでしょうか。自分自身で財産管理や様々な手続等が難しくなったときの備えとして、**任意後見契約**があります。行政書士は、相談に基づいて、任意後見契約に関する書類作成等により、「おひとりさま」の老後の安心のため、お手伝いをいたします。

クーリングオフをしたい

売買契約等でクーリングオフの定めがある場合、**内容証明郵便**によってクーリングオフを行い、契約を解除することができます。内容証明は、差出人と日付を明示した文書を作成し、郵便局に謄本を保管することで、相手にどのような内容の文書が差し出されたかを証明する書類です。

行政書士は依頼に基づき、法的効力のある内容証明の文書を作成します。



自動車の車庫証明をしたい

車を買ったり、引越したり、車の所有者が変わったりして、自動車の新規登録や住所変更、名義変更の申請をする時に自動車保管場所証明書(**車庫証明**)の申請をする必要があります。解体などで廃車にする場合も抹消登録の手続が必要です。行政書士は、このような自動車登録に関する申請や車庫証明、その他自動車に関する申請手続を行います。



こんなことでお悩みの方、ADRを利用してみませんか？

子どもが自転車に乗って…

お店の看板にぶつかってしまい、弁償を求められました。



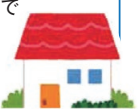
うちのワンコがお隣の…

飼い犬にかまれたので治療代を払ってほしいんです。



借りていた部屋の…

敷金返還のことで大家さんともめています。



日本で働いていますが…

上司に私の国の慣習を理解してもらえません。



ADR(裁判外紛争解決手続)は、当事者自身の話し合いを第三者がサポートする、裁判に頼らないトラブル解決の「助っ人」です。行政書士ADRセンター兵庫では、兵庫県内で起こった4つの分野について、トラブル解決のお手伝いをいたします。

- ① 自転車事故に関する紛争
- ② 愛護動物(ペットその他の動物)に関する紛争
- ③ 居住用賃貸物件に関する敷金返還または原状回復に関する紛争
- ④ 外国人の職場環境・教育環境に関する紛争

お問い合わせ 行政書士ADRセンター兵庫(法務大臣認証番号:第111号) TEL:078-371-8823

行政書士の業務案内 会社経営者・個人事業主 の皆さまへ



行政書士は、企業を運営していく上で必須となる書類(契約書や議事録等)や
許認可に関する書類(許可申請書や変更届等)を作成する専門家です。

また、書類を官公署(市区町村や都道府県、警察署、各中央省庁等)に
提出する手続について代理することができます。

さらに、近年では、知的財産権に関する相談業務や補助金等の中小企業支援制度の申請サポートなど、
中小企業のコンサルタントとして活躍する行政書士も増えています。

経営者と行政をつなぐパイプ役として、行政書士の業務分野は、日々拡大を続けています。

会社を立ち上げたい

行政書士は、株式会社、NPO法人、医療法人、社会福祉法人、
学校法人、組合等といった**法人の設立手続**とその代理(登
記申請手続を除く)を行います。

また、電子定款の作成代理業務ができる行政書士に定款作
成を依頼すれば、定款の印紙代が不要となるなど、費用面で
も様々なメリットが生まれます。

なお、法人の中には、NPO法人や医療法人等、設立
前に市町村や都道府県の認証・認可手続が必要とな
るものや、外国会社のように領事認証や在留資格
認定申請が必要となるものがあります。行政書士
は、そのような申請手続はもちろん、設立後の各
種変更手続についても、総合的にサポートします。



契約書を作ってほしい

会社を運営していると、様々な取引を行う場面があります。
その際、多くの場合に契約書を取り交わす必要があ
ります。行政書士は、これら契約書の作成を行い、
将来発生しうる**法的なトラブルの予防**
のためのサポートを行います。



福祉事業を始めたい

障がい者向け就労支援事業などの**福祉サービス事業**を始
めるにあたり、各自治体では、様々な基準が設けられています。
行政書士は、これらの基準をクリアするために必要な書類作成
や手続を代理します。

運営について相談したい

行政書士は法人の設立だけでなく、設立後の運営に関しても
サポートしています。行政書士業務は、企業の事業活動全般に
ついて助言、提案を行う、いわゆるコンサルティング業務の一面
を有しています。経営者の良きパートナーとしても活用して
いただけます。行政書士が行う主な**中小企業支援**には、次
のようなものがあります。

- 事業計画支援
- 事業承継・事業引継ぎ支援
- 企業再生支援
- 経営革新支援
- 農業経営改善支援、農商工連携支援
- ソーシャルビジネス、コミュニティビジネス支援
- エコアクション21認証・登録支援
- プライバシーマーク認証・登録支援 など

それぞれの分野について専門としている
行政書士がおり、活躍の場を広げています。

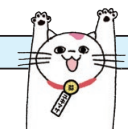


建設業の許可をとりたい

一定規模以上の工事を請負う建設業を営む場合は、都道府県
知事、または国土交通大臣の許可が必要です。
行政書士は、建設業許可の要否や、許可条件を満たしている
か否かを調査・判断し、必要な書類の作成及び代理申請を行
います。また、**公共事業の入札に参加**するには、経営事項
審査申請や、入札参加資格登録の申請等、煩雑な手続が必要
となりますが、それらの手続についても、代理することができ
ます。
数ある行政書士の許認可の申請業務の中でも、**建設業許可
申請**は、今も昔も、行政書士の代表的な業務の一つです。

会計記帳をお願いしたい

事業の経営状況を把握するためには、きちんとした**会計記帳**
が必要です。しかし、毎日記帳を行うのは大変なことです。行政
書士は、これら記帳業務をはじめ、**決算書、財務諸表など
の作成**を行います(税務申告業務は除く)。行政書士に依頼す
ることで、記帳業務に追われることなく、本来の業務に専念す
ることができます。



運送業を始めたい

**トラック等を使う貨物運送業やタクシー事業(旅客
運送業)**を始めるには、運輸局の許可が必要ですが、それ
には様々な要件があるだけでなく、多くの複雑な申請書を作成
し担当窓口へ提出しなければなりません。行政書士は運送事
業の申請代理を行うほか、開業にあたってのアドバイスやサ
ポートまで行います。

著作権について相談したい

著作権は作品(絵や文章など)を創作した時点で自動的に発生し
ますが、著作権を移転する場合の取引の安全性を確保したい、
あるいは著作権に関する権利関係を公示したい場合は、文化庁
による**著作権の登録制度**を利用することができます。行政
書士は、文化庁への登録申請業務を行います。また、著作権契
約その他著作権に関する相談を受け付けています。

外国人を雇用したい

外国人を雇い入れるには、入国管理局への申請手続が必要と
なる場合があります。入国管理局への手続は、原則として、外
国人もしくは法定代理人が自ら入国管理局に出頭しなければ
なりません。しかし、一定の研修を受けた行政書士で、外国人等
に代わって入国管理局で申請書等を提出することが認められ
た行政書士である「**申請取次行政書士**」に依頼すれば、
申請人は出入国在留管理局への出頭が免除され
るので、仕事や学業に専念することが可能です。専門知識を有
する申請取次行政書士が申請人の在留及び適切な雇用に
サポートいたします。



補助金制度を活用したい

国や地方自治体には、中小企業・小規模事業者向けの各種補助
金制度が用意されています。近年、これら補助金制度に関する
アドバイザーとしての役割を担う行政書士も増えており、
**発展や持続化を目指す中小企業・小規模事業者の
サポート**を行っています。

許可申請をお願いしたい

企業の事業内容によっては、都道府県や市町村等、**行政の許
可や認可が必要な場合**があります。
許認可の種類には、次のようなものがあります。

〔廃棄物に関する許認可〕

- 産業廃棄物処分業・収集運搬業許可
- 一般廃棄物処分業・収集運搬業許可
- 自動車リサイクル法に基づく解体業・破砕業許可 など

〔風俗営業に関する許認可〕

- 社交飲食店営業許可
- マージャン営業許可
- パチンコ・ゲームセンター営業許可
- 特定遊興飲食店営業許可
- 深夜における酒類提供飲食店営業の届出 など

〔リサイクルに関する許認可〕

- 古物営業許可
- 金属くず商許可
- 宅地建物取引業免許
- 建築士事務所登録
- 解体工事業登録 など



これらは、数ある許認可のうちの一部に過ぎません。行政書士
が扱うことのできる許認可に関する書類は、1万種類を超え
て言われています。官公署に提出する申請書類の作成を業とし
て行うのは行政書士だけです。

民泊や旅館業を始めたい

民泊や旅館業を開業するには、営業開始前に保健所に必要書
類を提出し、その施設が基準を満たしているかどうか
の確認を受けたのち、**営業許可申請や届け出
等**の手続が必要になります。

行政書士は、実現したい店舗の形態に合わせて
必要となる書類を作成し、代理申請を行います。



知的資産経営について 相談したい

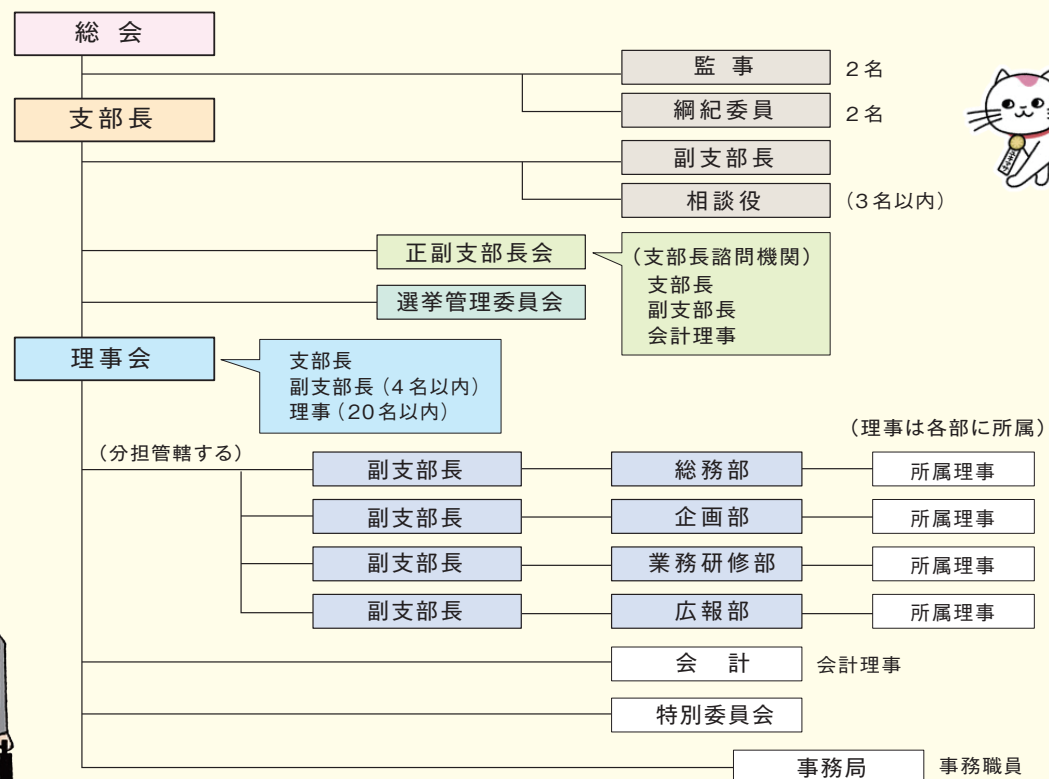
「**知的資産経営**」とは、企業の経営理念、人材、技術力、ノ
ウハウ、組織力、顧客とのネットワーク、ブランド等といった、**財
務データには表れない資産**(知的資産)のうち、自社の競
争力の源泉となっているものを見る化=魅せる化することに
より、ステークホルダー(顧客・取引先・金融機関等)からの支持
や評価を得て、事業の発展に役立てる経営のことをいいます。
知的資産経営の成果をまとめた「**知的資産経営報告書**」を作成
し、開示・公表することは、経済産業省により推奨されています。
行政書士は、これら知的資産経営導入と知的
資産経営報告書の作成をサポートします。



兵庫県行政書士会 阪神支部 概要

区 域	尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 猪名川町
所在地	〒661-0025 尼崎市立花町3丁目29-12-101号 TEL06-6426-5123 FAX06-6426-5125 受付 10:00～16:00（土、日、祝、年末年始休み、盆休みを除く）
会員数	480名（令和6年7月1日現在）
設置根拠	兵庫県行政書士会会則に基づき設置された団体
上部団体	兵庫県行政書士会（本会） 〒650-0044 兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー 13階 TEL078-371-6361 FAX078-371-4715
他支部	神戸支部 摂丹支部 明石支部 加古川支部 東播支部 姫路支部 西播支部 但馬支部 淡路支部
沿革	昭和26年2月22日 行政書士法公布 昭和35年9月25日 兵庫県行政書士会 法定組織として結成 昭和35年12月1日 阪神支部設立 平成19年8月 支部事務所移転（尼崎市立花町） 平成22年2月22日 支部設立50周年記念式典開催 令和2年12月1日 支部設立60周年 現在に至る

組織図



阪神支部って
だいたい
こんにゃとこ
だニャ!

阪神支部では、
さまざまな情報を発信しています。
ぜひお気に入り登録やフォローをお願いします。

ホームページ



相談会を初めとした各種行事のお知らせ、支部事務所の開局状況のお知らせ等を適宜掲載しています。ぜひお気に入り登録をお願いします。

<https://hanshin.hyogokai.or.jp/>

上記 URL を直接入力

または

兵庫県行政書士会阪神支部で検索
スマートフォンの方はこちら ▶



Facebook ページ



兵庫県・阪神地区市町の情報、法令に関する情報、主催行事の報告、支部事務所の情報等を幅広くタイムリーに掲載しています。ぜひフォローをお願いします。

<https://www.facebook.com/gyoseisyoshi.hyogo.hanshin>

上記 URL を直接入力

または Facebook にて

兵庫県行政書士会阪神支部で検索
スマートフォンの方はこちら ▶



Kizahashi

これ1冊で阪神支部がわかるガイドブックとして、年1回発行しています。支部の概要、取組方針、活動実績等を掲載しています。これまでのバックナンバーもホームページから見るができます。ぜひご覧ください。

122号（令和5年7月発行）

121号（令和4年7月発行）

120号（令和3年8月発行）

